

告 示

埼玉県告示第三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ八潮店

埼玉県八潮市大瀬二丁目三番地一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 周辺住民の生活環境保全のため、公害等の未然防止に努め、市民より苦情等が生じた場合は、速やかに、かつ誠意をもって対処すること。

(2) 催し物等で混雑が予想される場合や頻繁な搬入がある際には、車両及び歩行者の安全を確保するために誘導員を配置するなど、安全対策並びに交通渋滞対策に努めること。

(3) 届け出場所は、八潮市立大瀬小学校の通学路に近接しているため、登下校時間帯には、児童生徒に危険が及ぶことのないよう、また、騒音等で児童生徒が健康を害することのないよう配慮すること。

登下校時間以外においても児童が通行及び付近で遊んでいるときには、安全のため注意の声掛け等にも配慮されたい。

(4) 地元雇用への配慮、地域イベントへの参加、八潮市商工会への加入、市の観光への協力等、地域社会への貢献に努めていただきたい。

二 縦覧期間

令和四年一月十四日から令和四年二月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター